

ID: 368

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第11条		
例 規 番 号	昭和46年条例第1号		
【根拠条文】 (負担金の減免) 第11条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 (5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日